

制限付一般競争入札（郵便方式）の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記の通り公告する。

記

1 対象業務

- (1) 業務番号 4B706（東部）・4B707（西部）
- (2) 業務名 市内東部道路清掃業務委託（単価契約）
市内西部道路清掃業務委託（単価契約）
- (3) 業務場所 明石市内一円 東部地区（谷八木川以東）・西部地区（谷八木川以西）
- (4) 業務概要 路面清掃工（機械清掃）
 - ・市内東部…10 コース（53.3km）
 - ・市内西部… 6 コース（54.7km）
- (5) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に、契約の種類が清掃・警備で登録されており、かつ、業種区分が屋外清掃で登録されていること。
- (2) 以下に掲げる①から④までのいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内の本店で登録をしている者（県内本店業者）
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車 NOx・PM 法」という。）及び同法施行規則（平成 4 年総理府令第 53 号）の規定に適合し、兵庫県公安委員会から道路維持作業用自動車届出確認及び指定を受けた道路維持作業用自動車を所有しており、その道路維持作業用自動車を本業務に使用できること（路面清掃に使用する路面清掃車、ダンプ車及び散水車の全てについて上記の条件を満たすこと。）。
- (4) 適正な業務責任者を配置できること（資格及び専任性は求めません。）。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (6) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。

(8) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

(9) 公告日において納期限が到来している明石市税(※)を開札日の前日までに完納していること。

※新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。

(10) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。

※1新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

(11) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

(1) 入札金額は各単価の合計額(税抜)を記載してください。

(2) 契約については、各項目の単価(税抜)で行うものとし、この契約単価については落札者の入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定します。**(落札者の入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しません。)**

(3) 入札は東西2地区を一括して執行します。

(4) 契約は落札者のほか落札価格と同価格での契約を希望する1者と締結します(各地区1者ずつ合計2者)。

(5) 落札者と契約する業務は、その者の希望により東部地区又は西部地区のいずれかに決定することとします。

(6) (4)において落札者と同価格での契約を希望する1者の決定については、開札日以降、入札金額の低い者から順に、落札価格と同価格での契約を希望するかどうかについて、契約予定業者数に達するまで意思確認を行い決定します。この場合において、地区は選択できないものとします。

なお、無効の入札をした者及び変動型最低制限価格制度により失格となった者は、この意思確認の対象となりません。

4 設計図書のダウンロード

(1) 期間

令和5年1月17日(火)からダウンロード可能

(2) 方法

上記期間内に明石市ホームページ「入札コーナー」より設計図書等のファイルをダウンロードしてください。

通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、財務室契約担当にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡(078-918-5012)の上、CD-R等の記録媒体(USBメモリは不可)を持参してください。

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリ(078-918-5153)により財務室契約担当へ設計図書等に関する質問書(指定様式)により提出してください。

令和5年1月17日(火)から令和5年1月24日(火)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

令和5年1月26日(木)午後1時から明石市ホームページ「入札コーナー」において公表します。

6 入札参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を専用封筒(青色)により郵送してください。なお、専用封筒は財務室契約担当にて無料で配布しています。

ア 制限付一般競争入札参加申請書(指定様式)

イ 入札書(指定様式)

ウ 業務費内訳書(指定様式)

エ 道路維持作業用自動車所有確認書(指定様式)

オ 「2 入札参加要件」の(3)に規定する自動車NOx・PM法及び同法施行規則の規定に適合していることを証する「所有者の氏名又は名称」が入札者の商号又は名称となっている自動車検査証(写)

カ 「2 入札参加要件」の(3)に規定する兵庫県公安委員会から道路維持作業用自動車届出確認及び指定を受けた道路維持作業用自動車であることを証する書類(写)

キ 配置予定業務責任者の雇用関係を証する書類(写)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 令和5年1月26日(木)午後1時に、明石市ホームページ「入札コーナー」に設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。

イ 提出期限は、令和5年1月31日(火)(明石郵便局必着)です。

7 開札日時及び場所

(1) 日時

令和5年2月2日(木)午前10時20分(予定) ※状況により前後します。

(2) 場所

明石市役所 本庁舎8階 804会議室

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

執行予定総額(契約単価(税抜)に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の合計額)の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合がある。

10 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払(ただし、隔月払いとする。)

11 予定価格(税抜)

133,057円(各設計単価の合計金額)

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12 変動型最低制限価格の設定

有（最低価格入札者から有効な下位 5 者の入札金額の平均の 85%未満の入札者は失格とする。）

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 5 条第 1 項の規定により、執行予定総額が 200 万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第 2 第 8 項第 10 号アの規定により、指名停止措置（3 か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到届していること。
- (2) 入札者が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

16 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

17 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、明石市ホームページ「入札コーナー」にて掲載します。

18 準備期間について

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までの期間は本業務の履行にかかる準備期間とします。なお、この間における本業務の準備は、受託者の責任と負担により行うものとし、これにかかる委託料は一切発生しないものとしますので、了承の上、入札にご参加ください。

19 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一

覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (4) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) 最低価格入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。

この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

- (7) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。

制限付一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

明石市長 様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

業者コード

印

下記業務について、制限付一般競争入札(郵便方式)に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。下記業務の落札者の要件として、明石市税の納税状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意します。

また、下記業務の開札日の前日において、国税(※1)を完納していること(滞納していないこと)及び落札者として決定された場合においては、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出することを誓約いたします。なお、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できないときは、下記業務の落札決定が取り消されること及び指名停止措置(6か月)を受けることについて承諾するとともに、これらの措置の実施について、一切の異議を申し立てません。

※1新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。

※2納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあつては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる以下の者のいずれにも該当しないことを併せて誓約いたします。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの。
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

なお、該当するか否かの確認が必要なときは、明石市が兵庫県明石警察署長に照合することを承諾します。

記

業務番号	4B706・4B707
------	-------------

業務名	市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)
-----	-----------------------

配置業務責任者		資格	
---------	--	----	--

※ 公告文に対応する適正な配置予定業務責任者を必ず記入するとともに、当該業務責任者の資格及び雇用関係を証する書類(資格については資格証、免許証等の写し。雇用については保険証等々の写し。)を添付してください。健康保険証の記号・番号はマスキングすること。記入又は添付がされていない場合は無効となります。

下記には記入しないでください。

審査結果
適 ・ 否

入札書

業務名	市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)
-----	-----------------------

金額			十億			百万			千			円

上記の件について、日本国の法令及び明石市契約規則を遵守し、設計図書及び図面並びに現場等熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

なお、この入札は、談合行為(明石市業務委託契約約款第16条第1項各号の規定による受託者の違法行為をいう。)によるものではないことを約束し、これに違約して契約を締結したことが認められた場合には、同条の規定に従い、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払うこと及び明石市からの損害賠償の請求に応じることを誓約します。

令和 年 月 日

明石市長 様

(入札者) _____ 住 所

_____ 商号又は名称

_____ 代表者職氏名

印

※注 意 ○金額は訂正しないこと。
○入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。**※内訳書の設計単価の合計額と一致させること。**

業務委託

業務費内訳書

業務名 市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)

入札者 商号
代表者職氏名

印

令和5年度 市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)

コード	種別	細目	図番	単位	直接工事費	諸経費	設計単価	摘要
1	路面清掃工	機械清掃	A~P	km				歩道掃き出しなし 散水あり・ダンプあり
2	路面清掃工	機械清掃	A~P	km				歩道掃き出しなし 散水あり・ダンプなし
3	路面清掃工	機械清掃	A~P	km				歩道掃き出しなし 散水なし・ダンプあり
4	路面清掃工	機械清掃	A~P	km				歩道掃き出しなし 散水なし・ダンプなし
5	路面清掃工	機械清掃	A~P	km				歩道掃き出しあり 散水あり・ダンプあり
6	交通誘導員	交通誘導員B	A~P	人日				昼間、 実働8時間(交替要員なし)
計								

<注意>

設計単価の欄への記載にあたっては、直接工事費と諸経費の合計を記載してください。(設計単価＝直接工事費+諸経費)

道路維持作業用自動車所有確認書

明石市長 泉 房穂 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

電 話 番 号

F A X 番 号

業者コード

業務名	市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)
-----	-----------------------

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NO_x・PM法」という。)及び同法施行規則(平成4年総理府令第53号)の規定に適合し、兵庫県公安委員会から道路維持作業用自動車届出確認及び指定を受けた道路維持作業用自動車を所有し、その道路維持作業用自動車を本業務に使用できることに相違ありません。

自動車登録番号又は車両番号(路面清掃車)	
----------------------	--

自動車登録番号又は車両番号(ダンプ車)	
---------------------	--

自動車登録番号又は車両番号(散水車)	
--------------------	--

※ 必ず上記車両すべてについて、以下の書類を添付してください。添付されていない場合は無効な入札となります。

- ① 自動車NO_x・PM法及び同法施行規則の規定に適合していることを証する「所有者の氏名又は名称」が入札者の商号又は名称となっている自動車検査証(写)
- ② 兵庫県公安委員会から道路維持作業用自動車届出確認及び指定を受けた道路維持作業用自動車であることを証する書類(写)

設計図書等に関する質問書

令和 年 月 日

明石市長 様

会 社 名

業 務 名	市内東部・西部道路清掃業務委託(単価契約)
-------	-----------------------

上記業務について、次のとおり質問します。

No.	質 問 内 容	図面No.	仕様書(頁)
1			
2			
3			
4			

質問に対する回答(質問回答書)は、明石市ホームページに掲載します。

○制限付一般競争入札について

入札参加希望者は、必ず事前に明石市役所ホームページの「入札コーナー」に掲載している制限付一般競争入札の「共通の注意事項」、「応募案内」、「Q & A」の内容をご確認ください。(随時更新を行っておりますので、最新のものをご確認ください)

○国税の完納に関する誓約及び国税の滞納がないことを証する納税証明書の提出について

平成20年10月1日の公告分より、制限付一般競争入札参加申請書に国税の完納に関する誓約の文言が追加されています。入札に参加する場合は、この新しい参加申請書を使用すると共に、誓約内容をよく確認してください。

落札者は契約締結までに、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※)の提出が必要となります。

※納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

国税の完納を誓約したにもかかわらず、国税の滞納がないことを証する納税証明書が提出できない場合は、落札決定の取消し及び指名停止措置(6か月)の対象となりますのでご注意ください。

○指定暴力団員等に該当しない旨の確認手続きについて

平成27年7月1日以降、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、落札者となった場合には入札時に提出していただく「国税の完納及び指定暴力団等に関する誓約書」とは別に、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置(3か月)を行います。

○明石市税の納税状況の確認について

納税状況の確認は 税務室納税課 TEL(078)918-5016 までお願いします。

※ その他、公告文記載内容を充分にご確認ください。